

令和6年度島根県観光デジタルプロモーション・マーケティング業務 提案競技実施要領

令和6年8月6日

1. 目的

本県では、「ご縁も、美肌も、しまねから。」のキャッチフレーズのもと、島根ならではの強みを活かし、メインターゲットである幅広い女性層への訴求効果と、「島根創生計画」の施策 KPI 指標の向上効果の最大化を狙い、観光プロモーションを展開している。

令和6年度における本事業では、「認知度」や「来訪意向割合」の向上などの KPI 達成に向けて、さらに効果的なプロモーションを展開するため、動画広告等を活用したデジタルプロモーションを実施するとともに、その実績や計測数値を分析し、改善点の明確化と新たなアクションに繋げるマーケティングの仕組みづくりを目的とする。

については、当要領により提案競技を実施し、事業の委託候補者を選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度島根県観光デジタルプロモーション・マーケティング業務
- (2) 業務内容 別添「令和6年度島根県観光デジタルプロモーション・マーケティング業務」提案競技仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 9,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 応募資格

この企画に提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること。
- (2) 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和6年8月6日(火)～令和6年8月22日(木) 17時 ※参加表明書、企画提案質問書、企画提案書、誓約書は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加するものは、参加表明書(様式1)、誓約書(様式4)を令和6年8月22日(木) 17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和6年8月26日(月)
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式2)にて、令和6年8月22日(木) 17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答予定日	令和6年8月26日(月)
(6) 質疑の回答方法	・ 企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑を取りまとめてすべて同じものを回答する。 ・ 参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・ メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7) 企画提案書提出期限	令和6年9月3日(火) 17時
(8) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和6年9月11日(水)を予定 ※プレゼンテーションの日時及び場所については、参加資格通知者に別途通知する。 ※提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。
(9) 委託候補者の決定	令和6年9月中旬を予定
【提出先及び問い合わせ先】 島根県商工労働部 観光振興課 観光宣伝係 担当：佐藤、佐伯 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL：0852-22-6757 FAX：0852-22-5580 E-mail：kankou@pref.shimane.lg.jp	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書（様式3）により作成する。 ・ 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じとする。 （図表等は必要に応じA3版の折り込みも可とする。）
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6部提出すること。 ・ 令和6年9月3日（火）17時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書（押印不要）を企画提案書（6部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。 ・ 見積書の宛名は「島根県知事 丸山 達也」とし、貴社代表者様の職氏名を記載すること。
(4) その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの ・ 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり5,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・ 複数の企画提案は認めない。 ・ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・ 企画提案の採否は、文書により通知する。 ・ 採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・ 本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会において、次項の審査基準に基づき審査を行い、業務の内容に適する企画提案を提出した者（1者を予定）を本業務の委託候補者として選定する。 ・ 企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・ 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 企画趣旨 提案競技実施要領の「1. 目的」に記載した事業の趣旨を十分に理解し、その目的を効果的に達成するための提案となっているか。 ② デジタルプロモーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画広告は、「ご縁も、美肌も、しまねから。」のキャッチフレーズを中心に、島根県の観光に関する魅力を発信することを前提とし、県が定める施策KPIの向上と将来的な誘客促進に繋がる内容となっているか。 ・ 県が「島根創生計画」で定める施策KPIのうち、本事業に関連するのは下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「美肌県しまね認知度」の向上 ○ 「ご縁の国しまね認知度」の向上

	<p>○「島根県への旅行意向割合」の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な広告配信を行うため、専門的な知見から到達角度の高いメディア選択がされており、広告配信に際しては、配信や運用の方法に創意工夫が図られているか。 <p>③ 来訪計測調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置計測技術等を活用した来訪計測の実施を含め、より精度の高い分析 ・効果検証が期待できるよう考慮された内容となっているか。 ・「態度変容」を測る調査については、広告接触者の態度変容及び、島根県の認知度や来訪意向の変化について、分析可能な手法が提案されているか。 <p>④ 分析・改善提案業務</p> <p>業務で得られる成果及びデータを有効活用する方策や次年度以降のプロモーション戦略展開を見据えた提案がされているか。</p> <p>⑤ 事業成果指標及び検証方法</p> <p>本事業の本事業の成果指標は県施策KPIの向上に繋がるものとなっているか。また、実現可能な指標となっている</p> <p>⑥ 管理・運営体制及びスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施運営体制が整っているか。特にコンソーシアムにあっては、県との円滑なコミュニケーションが取れる窓口が明らかになっているか。 ・実施手順が効率的であり、業務を安定的に遂行できるスケジュールとなっているか。 <p>⑦ 事業実績</p> <p>類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。</p> <p>⑧ 見積金額</p> <p>業務委託の目的に照らし、費用対効果の観点も含めて、最大限の成果を期待しうる適正な見積金額となっているか。</p>
(3) 応募者の採否通知	令和6年9月中旬以降、提案者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託料上限額	9,950千円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(2) 契約方法等	受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3) 委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし、契約に基づき、契約額の3割以内を前金払することができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(7) 契約書及び仕様書	別途作成・指示する。
(8) 契約情報の公表	契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、不落の場合であっても入札参加者名（見積書提出者名）及び入札金額（見積金額）を公表することがある。